

山口大学大学院学則（案）

昭和42年7月11日規則第 26号

改正	昭和44年3月11日規則第 29号	昭和45年6月9日規則第 13号
	昭和45年7月20日規則第 25号	昭和46年5月11日規則第 16号
	昭和47年4月11日規則第 7号	昭和47年5月16日規則第 21号
	昭和48年4月10日規則第 2号	昭和48年6月18日規則第 8号
	昭和49年5月14日規則第 10号	昭和50年4月8日規則第 9号
	昭和50年6月10日規則第 20号	昭和51年2月13日規則第 42号
	昭和51年4月13日規則第 11号	昭和51年12月14日規則第 49号
	昭和52年4月12日規則第 2号	昭和52年6月14日規則第 15号
	昭和53年1月10日規則第 31号	昭和53年4月11日規則第 11号
	昭和54年4月10日規則第 11号	昭和55年5月13日規則第 45号
	昭和55年5月28日規則第 50号	昭和55年7月8日規則第 53号
	昭和56年4月21日規則第 23号	昭和57年4月20日規則第 33号
	昭和58年4月12日規則第 36号	昭和59年4月10日規則第 12号
	昭和60年4月9日規則第 25号	昭和60年9月10日規則第 41号
	昭和63年1月12日規則第 4号	平成元年5月9日規則第 38号
	平成2年3月13日規則第 16号	平成2年9月11日規則第 57号
	平成3年3月12日規則第 17号	平成3年12月10日規則第 60号
	平成4年6月9日規則第 48号	平成5年3月9日規則第 17号
	平成6年3月8日規則第 12号	平成7年1月10日規則第 1号
	平成7年3月14日規則第 17号	平成7年9月12日規則第 47号
	平成8年4月1日規則第 24号	平成9年3月11日規則第 14号
	平成10年3月10日規則第 6号	平成10年7月21日規則第 62号
	平成10年12月8日規則第 65号	平成11年12月14日規則第 64号
	平成12年3月14日規則第 14号	平成12年12月11日規則第 98号
	平成13年3月13日規則第 37号	平成16年4月1日規則第 23号
	平成17年3月8日規則第 9号	平成17年11月15日規則第109号
	平成18年3月14日規則第 19号	平成19年3月13日規則第 20号
	平成20年3月11日規則第 17号	平成22年3月9日規則第 19号
	平成23年3月8日規則第 16号	平成24年3月13日規則第 23号
	平成27年3月○日規則第 ○号	平成28年○月○日規則第 ○号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、国立大学法人山口大学学則（平成16年規則第1号。以下「本学学則」という。）第8条第2項の規定に基づき、山口大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(研究科)

第3条 本大学院に、次の研究科を置く。

人文科学研究科
教育学研究科
経済学研究科
医学系研究科
理工学研究科
農学研究科
東アジア研究科
技術経営研究科
連合獣医学研究科

(課程)

第4条 医学系研究科、理工学研究科、東アジア研究科及び連合獣医学研究科は、博士課程とする。

- 2 人文科学研究科、経済学研究科及び農学研究科は、修士課程とする。
- 3 教育学研究科は、修士課程及び専門職学位課程とする。
- 4 技術経営研究科は、専門職学位課程とする。
- 5 医学系研究科の博士課程は、医学を履修する課程（以下「医学博士課程」という。）並びに前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分した課程（以下「博士前期・後期課程」という。）とし、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 6 理工学研究科の博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 7 東アジア研究科の博士課程は、後期3年の課程のみの博士課程（以下「後期3年博士課程」という。）とする。
- 8 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 9 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。
- 10 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を担うことを目的とする。
- 11 教育学研究科の専門職学位課程は、専ら、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、

中等教育学校及び特別支援学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

(専攻)

第5条 研究科にそれぞれ次の専攻を置く。

人文科学研究科

地域文化専攻

言語文化専攻

教育学研究科

修士課程

学校教育専攻

教科教育専攻

専門職学位課程

教職実践高度化専攻

経済学研究科

経済学専攻

企業経営専攻

医学系研究科

医学博士課程

システム統御医学系専攻

情報解析医学系専攻

博士前期・後期課程

応用医工学系専攻

応用分子生命科学系専攻

保健学専攻

理工学研究科

博士前期課程

数理科学専攻

物理・情報科学専攻

地球科学専攻

機械工学専攻

社会建設工学専攻

物質化学専攻

電子デバイス工学専攻

電子情報システム工学専攻

感性デザイン工学専攻

環境共生系専攻

博士後期課程

自然科学基盤系専攻

システム設計工学系専攻

物質工学系専攻
情報・デザイン工学系専攻
環境共生系専攻
農学研究科
生物資源科学専攻
東アジア研究科
東アジア専攻
技術経営研究科
技術経営専攻
連合獣医学研究科
獣医学専攻

(連合獣医学研究科の教育研究の実施)

第6条 連合獣医学研究科の教育研究の実施に当たっては、山口大学、鳥取大学及び鹿児島大学が協力するものとする。

2 前項の連合獣医学研究科に置かれる連合講座は、国立大学法人鳥取大学、国立大学法人鹿児島大学及び国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）の第8条第2項に規定する教員がこれを担当し、又は分担するものとする。

(鳥取大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第7条 鳥取大学大学院の連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、山口大学、鳥取大学及び島根大学が協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、国立大学法人鳥取大学の農学部及び乾燥地研究センター並びに国立大学法人島根大学の生物資源科学部及び研究機構の教員とともに、本法人農学部及び大学研究推進機構の大学教育職員がこれを担当し、又は分担するものとする。

第2章 教員組織

(教員組織)

第8条 本大学院（連合獣医学研究科を除く。）の授業及び研究指導を担当する大学教育職員は、本法人の教授、准教授、講師及び助教のうちから研究科において定める。

2 連合獣医学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、研究科に置かれた大学教育職員並びに本法人、国立大学法人鳥取大学、国立大学法人鹿児島大学及び連携機関等の者のうちから研究科において定める。

第3章 運営組織

(研究科長)

第9条 研究科に、研究科長を置く。

2 人文科学研究科、教育学研究科、経済学研究科及び農学研究科の研究科長は、基

礎となる学部の長をもって充てる。

- 3 医学系研究科，理工学研究科，東アジア研究科及び技術経営研究科の研究科長は，当該研究科の教授のうちから，別に定めるところにより選考する。
- 4 連合獣医学研究科の研究科長は，当該研究科の本法人の教授のうちから，別に定めるところにより選考する。
- 5 研究科長は，研究科に関する事項を掌理する。

(副研究科長)

第10条 理工学研究科，東アジア研究科，技術経営研究科及び連合獣医学研究科に，それぞれ副研究科長を置く。

- 2 副研究科長（連合獣医学研究科の副研究科長を除く。）は，当該研究科の教授のうちから，別に定めるところにより選考する。
- 3 連合獣医学研究科の副研究科長は，当該研究科の本法人の教授のうちから，別に定めるところにより選考する。
- 4 副研究科長は，研究科長を補佐する。

(研究科委員会)

第11条 連合獣医学研究科に，学位論文の審査，試験及び学事管理その他研究科の教育研究に関する重要事項を審議するため，研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会に関する事項は，別に定める。

(教授会)

第11条の2 研究科（連合獣医学研究科を除く。）に，学位論文の審査，試験及び学事管理その他研究科の教育研究に関する重要事項を審議するため，教授会を置く。

- 2 教授会は，教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会，専門委員会等（以下「代議員会等」という。）を置くことができる。
- 3 教授会は，代議員会等の議決をもって，教授会の議決とすることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか，教授会に関し必要な事項は，別に定める。

第4章 標準修業年限，学年，学期，在学期間及び休業日

(標準修業年限)

第12条 医学系研究科の博士課程の標準修業年限は，医学博士課程にあつては4年，博士前期課程にあつては2年，博士後期課程にあつては3年とする。

- 2 理工学研究科の博士課程の標準修業年限は，博士前期課程にあつては2年，博士後期課程にあつては3年とする。
- 3 東アジア研究科の博士課程の標準修業年限は，3年とする。
- 4 連合獣医学研究科の博士課程の標準修業年限は，4年とする。
- 5 修士課程及び専門職学位課程の標準修業年限は，2年とする。
- 6 学生が，職業を有している等の事情により，前5項に定める標準修業年限を超え

て一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了する学生（以下「長期履修学生」という。）となることを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

（学年，学期，在学期間及び休業日）

第13条 学年，学期，在学期間及び休業日については，本学学則第26条から第29条まで（第28条第2項を除く。）の規定を準用する。この場合において，本学学則第28条第1項中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と，本学学則第29条第1項中「日曜日及び土曜日」とあるのは，「日曜日及び土曜日（土曜日にあつては，理工学研究科博士後期課程及び東アジア研究科を除く。）」と読み替えるものとする。

第5章 授業科目，単位及び履修方法等

（教育方法）

第13条の2 本大学院（専門職学位課程を除く。）の教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 専門職学位課程の教育は，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行う等適切に配慮するものとする。

（授業科目及び単位）

第14条 研究科における授業科目及び単位については，研究科において定める。

（授業の方法）

第14条の2 授業の方法については，本学学則第31条の4の規定を準用する。

（単位の授与）

第15条 授業科目を履修した者に対しては，試験又は研究報告により単位を与える。

（成績評価基準等の明示等）

第15条の2 研究科は，学生に対して，授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。ただし，専門職学位課程にあつては，研究指導に係るものを除く。

2 研究科は，学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準にしたがって，適切に行うものとする。ただし，専門職学位課程にあつては，学位論文に係る評価を除く。

（単位の計算方法）

第16条 単位の計算方法については，本学学則第38条の規定を準用する。

(履修方法)

第17条 学生は、在学期間中に、専攻において定められた授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 教育課程及び履修方法の細部については、研究科において定める。

(履修科目の登録の上限)

第17条の2 専門職学位課程は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(他の大学院又は外国の大学院における授業科目の履修)

第18条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び学校教育法施行規則第156条第4号に規定する国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

3 前2項の規定により修得した単位は、10単位（専門職学位課程にあっては、所定の修了要件単位数の2分の1を超えない範囲の単位）を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(研究指導)

第19条 研究科（専門職学位課程を除く。）は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第20条 人文科学研究科、教育学研究科、経済学研究科、医学系研究科、理工学研究科、東アジア研究科及び技術経営研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 人文科学研究科、教育学研究科（専門職学位課程を除く。）、経済学研究科、医学系研究科、理工学研究科及び東アジア研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第21条 入学前の既修得単位の認定については、本学学則第34条第1項及び第3項の規定を準用する。この場合において、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数は、10単位を超えないもの(専門職学位課程にあっては、第18条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて所定の修了要件単位数の2分の1を超えない範囲の単位)とする。

第6章 課程修了の要件及び学位

(課程修了の要件)

第22条 医学系研究科の博士課程(医学博士課程に限る。)及び連合獣医学研究科の博士課程の修了の要件は、大学院に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科長が教授会又は研究科委員会の意見を聴いて、優れた研究業績を上げたと認めた場合は、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 医学系研究科の博士課程(博士前期課程・後期課程に限る。)及び理工学研究科の博士課程の修了の要件は、大学院に5年(博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科長が当該教授会の意見を聴いて、優れた研究業績を上げたと認めた場合は、3年(博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第6項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程又は修士課程を修了した者の医学系研究科の博士課程(博士前期・後期課程に限る。)及び理工学研究科の博士課程の修了の要件は、大学院に博士前期課程又は修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科長が当該教授会の意見を聴いて、優れた研究業績を上げたと認めた場合は、3年(博士前期課程又は修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

4 第2項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により、大学院の入学資格に関し、修士の学位を有する者と同程度の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の医学系研究科及び理工学研究科の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科長が当該教授会の意見を聴いて、優れた研究業績を上げたと認めた場合は、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 5 東アジア研究科の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科長が教授会の意見を聴いて、優れた研究業績を上げたと認めた場合は、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 6 博士前期課程及び修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、当該研究科の行う学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科長が当該教授会の意見を聴いて、優れた研究業績を上げたと認めた場合は、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 7 専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位を修得しなければならないものとする。ただし、第18条又は第21条の規定により当該課程に入学する前に修得した単位（学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。）を当該課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

（学位論文及び最終試験）

第23条 最終試験は、学位論文（博士前期課程及び修士課程にあつては学位論文又は特定の課題についての研究の成果）を中心としてこれに関連ある授業科目について行うものとする。

- 2 学位論文（博士前期課程及び修士課程にあつては学位論文又は特定の課題についての研究の成果）の審査及び最終試験の合格、不合格は、当該研究科委員会又は教授会の意見を聴いて、当該研究科長が決定する。
- 3 審査の方法は、研究科において定める。

（学位の授与）

第24条 本大学院の課程（専門職学位課程を除く。）を修了した者には、博士又は修士の学位を授与する。

- 2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学 位	研 究 科 名	専攻分野の名称
博 士	医学系研究科 医学博士課程 博士後期課程	医学 医工学，生命科学，保健学又は学術
	理工学研究科博士後期課程 東アジア研究科	理学，工学又は学術 学術

	連合獣医学研究科	獣医学
修 士	人文科学研究科 教育学研究科(修士課程) 経済学研究科 医学系研究科 博士前期課程 理工学研究科博士前期課程 農学研究科	文学 教育学 経済学 医工学, 生命科学, 保健学又は学術 理学又は工学 農学

- 3 教育学研究科の専門職学位課程を修了した者には, 教職修士(専門職)の専門職学位を授与する。
- 4 技術経営研究科の専門職学位課程を修了した者には, 技術経営修士(専門職)の専門職学位を授与する。
- 5 学位に関する事項は, 別に定める。

第7章 学生定員 (学生定員)

第25条 学生定員は, 別表第1のとおりとする。

第8章 入学, 転入学, 再入学, 進学, 休学, 復学, 退学, 転学及び留学 (入学の時期)

第26条 入学の時期は, 学年の始めとする。ただし, 学年の途中においても, 学期の区分に従い, 学生を入学させることができる。

(入学資格)

第27条 医学系研究科の博士課程(医学博士課程に限る。)に入学することのできる者は, 次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学, 歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において, 学校教育における18年の課程を修了し, その最終の課程が医学, 歯学, 薬学又は獣医学であった者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し, その最終の課程が医学, 歯学, 薬学又は獣医学であった者
- (4) 我が国において, 外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって, 医学

系研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

(7) 医学系研究科において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、医学系研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものは、医学系研究科の博士課程（医学博士課程に限る。）に入学することができる。

(1) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に4年以上在学した者

(2) 外国において学校教育における16年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者

(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

3 連合獣医学研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学における修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者

(2) 大学における医学又は歯学を履修する課程を卒業した者

(3) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、連合獣医学研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

(8) 連合獣医学研究科において、個別の入学資格審査により、大学における修業年限6年の獣医学、医学又は歯学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、連合獣医学研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものは、連合獣医学研究科の博士課程に入学することができる。

- (1) 大学における修業年限6年の獣医学を履修する課程に4年以上在学した者
 - (2) 大学における医学又は歯学を履修する課程に4年以上在学した者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 5 博士後期課程及び後期3年博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したものの

第28条 博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、研究

科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
(9) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものは、博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程に入学することができる。

(1) 大学に3年以上在学した者

(2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

（入学者の選考）

第29条 入学者の選考については、本学学則第43条の規定を準用する。

（入学の手続）

第30条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣誓書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納めなければならない。

（入学の許可）

第31条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（転入学及び再入学）

第32条 他の大学院からの転入学（外国の大学院からの転入学及び我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。）又は国際連合大学の課程に在学した者が転入学する場合を含む。）又は本大学院を第36条の規定により準用される本学学則第49条の規定により退学した者若しくは第44条の規定により準用される本学学則第64条第1号の規定により除籍された者の再入学については、学長が当該研究科委員会又は教授会の意見を聴いて、許可することができる。

2 転入学又は再入学を許可された者の既修得単位の認定及び在学すべき期間の決定は、当該研究科委員会又は教授会の意見を聴いて、当該研究科長が決定する。

（進学）

第33条 博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者については、研究科の定めるところにより、選考の上、研究科長が進学を許可する。

(休学)

第34条 休学期間は、通算して、医学系研究科の博士課程（医学博士課程に限る。）及び連合獣医学研究科の博士課程にあつては4年、博士後期課程及び後期3年博士課程にあつては3年、博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程にあつては2年を超えることができない。

2 休学及び休学期間の算入の取扱いに関しては、本学学則第52条及び第54条の規定を準用する。

(復学)

第35条 復学に関しては、本学学則第55条の規定を準用する。

(退学及び転学)

第36条 退学及び転学の手続並びに許可については、本学学則第49条及び第50条の規定を準用する。

(留学)

第37条 外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関で学修することを志願する学生は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第12条に定める標準修業年限に算入することができる。

第9章 教育職員の免許状授与の所要資格の取得

(教育職員の免許)

第38条 教育職員の免許状を受けようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科において取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、別表第2のとおりとする。

第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生

(研究生及び科目等履修生)

第39条 本大学院において、特定研究又は1若しくは複数の授業科目の履修を希望する本大学院の学生以外の者であつて、これを適当と認めた場合は、研究生又は科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項の研究生及び科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第40条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院において授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学

を許可することがある。

(特別研究学生)

第41条 他の大学院の博士課程又は外国の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

第11章 授業料，入学料及び検定料

(授業料，入学料及び検定料)

第42条 授業料，検定料及び入学料の額，徴収方法その他必要な事項は，別に定める。

第12章 賞罰

(賞罰)

第43条 学生の賞罰については，本学学則第62条及び第63条の規定を準用する。

第13章 除籍

(除籍)

第44条 学生の除籍については，本学学則第64条の規定を準用する。

第14章 雑則

(本学学則の準用)

第45条 この学則に定めるもののほか，学生に関し必要な事項は，本学学則を準用する。

(読替)

第46条 本学学則をこの学則に準用する場合は，「大学」，「大学又は短期大学」又は「短期大学又は高等専門学校の専攻科」とあるのは「大学院」と，「学部」とあるのは「研究科」と，「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとし，「教授会」とあるのは連合獣医学研究科にあつては「研究科委員会」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この学則は，昭和42年7月11日から施行し，昭和42年4月1日から適用する。ただし，第5条第1項の医学研究科の項中，内科系内科学第三講座については，昭和42年6月1日から適用する。
- 2 山口大学大学院学則（昭和41年4月1日制定）は，廃止する。

附 則

この学則は，昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和45年6月9日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和45年7月20日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和46年5月11日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和47年4月11日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 この学則適用の際現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の学則第32条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則適用の日以後において転入学又は再入学した者に係る授業料の額は、改正後の学則第32条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和47年度において入学した者から徴収する同年度に係る授業料の額は、改正後の学則第32条の規定にかかわらず、次に定める前期及び後期の額を合わせた額とし、当該前期又は後期の額を前期又は後期において徴収するものとする。
前期 9,000円
後期 18,000円
- 5 前項の規定が適用される者について山口大学学則第44条を準用する場合においては、昭和47年度に限り、同条第2項中「前項の月割額は、年額の12分の1」とあるのは「前項の月割額は、当該前期又は後期において徴収する授業料の額の6分の1」とする。
- 6 昭和47年度における入学を許可されるものに係る入学料の額は、改正後の学則第32条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 昭和47年度の入学、転入学又は再入学に係る検定料の額は、改正後の学則第32条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和47年5月16日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 昭和47年度において入学した者に係る授業料の額は、改正後の学則第32条の規定にかかわらず、昭和47年度に限り前期にあつては、それぞれ1単位につき600円とし、後期にあつては、それぞれ1単位につき1,200円とする。
- 3 昭和47年度の入学を許可される者から徴収する入学料の額は、改正後の学則第32条の規定にかかわらず、従前の額とする。
- 4 昭和47年度の入学に係る検定料の額は、改正後の学則第32条の規定にかかわらず、従前の額とする。

附 則

この学則は、昭和48年4月10日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和48年6月18日から施行し、昭和48年3月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和49年5月14日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和50年4月8日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 昭和50年度の入学、転入学又は再入学に係る検定料の額は、改正後の学則第32条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和50年6月10日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和51年2月13日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和51年4月13日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 昭和51年度において第1学年に入学した者に、本学学則第45条の規定を準用する場合は、昭和51年度に限り、同条第2項中「前項の月割額は、年額の12分の1」とあるのは「前項の月割額は、当該前期又は後期において徴収する授業料の額の6分の1」とする。
- 3 この学則適用の際現に在学する聴講生に係る授業料の額は、改正後の学則第32条の規定にかかわらず、従前の例による。
- 4 昭和51年度において入学した聴講生（昭和51年4月1日前から引き続き在学している者であって、在学期間が延長された場合における当該延長期間の始期が昭和51年4月1日以後であるものを含む。）に係る授業料の額は、改正後の学則第32条の規定にかかわらず、昭和51年度に限り、前期にあつては、1単位につき1,200円とし、後期にあつては、1単位につき3,000円とする。

附 則

- 1 この学則は、昭和51年12月14日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 学則第19条（別表）の規定にかかわらず、完成時までの医学研究科（専攻名外科系）、工学研究科化学工学専攻及び計の年度別総定員は、次の表により読み替えるものとする。

研究科名	専攻名	昭和51年度	
		博士課程	修士課程
医学研究科	外科系	62	
工学研究科	化学工学専攻		8
計		214	216

附 則

- 1 この学則は、昭和52年4月12日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 学則第19条（別表）の規定にかかわらず、完成時までの修士課程における農学研究科獣医学専攻及び計の年度別総定員は、次の表により読み替えるものとする。

研究科名	専攻名	昭和52年度
		修士課程
農学研究科	獣医学専攻	30
計		226

附 則

- 1 この学則は、昭和53年4月11日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。
- 2 学則第19条（別表）の規定にかかわらず、完成時までの農学研究科農学専攻及び獣医学専攻の年度別総定員は、次の表により読み替えるものとする。

研究科名	専攻名	昭和53年度
		修士課程
農学研究科	農学専攻	26
	獣医学専攻	30

- 3 この学則適用の際現に在学する聴講生に係る授業料の額は、改正後の学則第32条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和54年4月10日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。
- 2 改正後の学則第19条別表第1の規定にかかわらず、完成時までの医学研究科外科系、工学研究科電子工学専攻及び農学研究科獣医学専攻並びに計の年度別の総定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	昭和54年度		昭和55年度	昭和56年度
		博士課程	修士課程	博士課程	博士課程
医学研究科	外科系	66		68	70
工学研究科	電子工学専攻		8		
農学研究科	獣医学専攻		30		
計		218	238	220	222

- 3 昭和54年度の入学に係る検定料の額は、改正後の学則第32条の規定にかかわらず、従前の額とする。

附 則

この学則は、昭和55年5月13日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和55年5月28日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和55年7月8日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。
- 2 昭和54年度以前の医学研究科入学者については、改正後の学則第10条第1項、第15条第1項及び第16条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和56年4月21日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。
- 2 昭和56年度の聴講生の入学に係る検定料の額は、改正後の学則第32条の規定にかかわらず、従前の額とする。

附 則

- 1 この学則は、昭和57年4月20日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。
- 2 改正後の学則別表第1の規定にかかわらず、昭和57年度の理学研究科及び農学研究科獣医学専攻並びに計の年度別の総定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	昭和57年度
		修士課程
理学研究科	数学専攻	8
	物理学専攻	8
	化学専攻	8
	生物学専攻	8
	地質学鉱物科学専攻	8
農学研究科	獣医学専攻	46
計		302

附 則

- 1 この学則は、昭和58年4月12日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。
- 2 昭和58年度の聴講生の入学に係る検定料の額は、改正後の学則第32条の規定にかかわらず、従前の額とする。

附 則

- 1 この学則は、昭和59年4月10日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。
- 2 学則第19条別表第1の規定にかかわらず、完成時までの工学研究科の年度別総定

員は、次の表のとおりとする。

研 究 科	専 攻 名	昭和59年度
		修 士 課 程
工 学 研 究 科	機械工学専攻	19
	資源工学専攻	15
	工業化学専攻	16
	土木工学専攻	17
	電気工学専攻	15
	生産機械工学専攻	16
	化学工学専攻	15
	電子工学専攻	16
	建設工学専攻	7

- 3 昭和59年度において入学した者に係る授業料の額は、改正後の規程第32条の規定にかかわらず、昭和59年度に限り、前期にあつては、それぞれ1単位につき6,000円とし、後期にあつては、それぞれ1単位につき7,000円とする。ただし、単位の修得に前期及び後期を通じての履修を必要とする授業科目に係る1単位に相当する授業についての授業料の額は、前期の1単位に相当する授業についての授業料の額の2分の1に相当する額と、後期の1単位に相当する授業についての授業料の額の2分の1に相当する額を合わせた額とする。

附 則

- 1 この学則は、昭和60年4月9日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。
 2 改正後の学則別表第1の規定にかかわらず、完成時までの人文科学研究科及び計の年度別の総定員は、次の表のとおりとする。

研 究 科	専 攻 名	昭和60年度
		修 士 課 程
人文科学研究科	地域文化専攻	4
	言語文化専攻	4
計		364

- 3 昭和59年度以前の入学者については、改正後の学則第27条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 4 昭和60年度の聴講生の入学に係る検定料及び入学料の額は、改正後の学則第32条の規定にかかわらず、従前の額とする。

附 則

この学則は、昭和60年9月10日から施行する。ただし、第29条の3別表第2の改正規定については、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和63年1月12日から施行し、改正後の第31条の規定は、昭和62年9月14日から適用する。

附 則

この学則は、平成元年5月9日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 完成時までの連合獣医学研究科の年度別の総定員は、改正後の第19条及び別表第1の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成2年度	平成3年度	平成4年度
		博士課程	博士課程	博士課程
連合獣医学研究科	獣医学専攻	12	24	36

- 平成2年3月31日以前の入学者の教育職員の免許は、改正後の第29条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成2年10月1日から施行する。
- この学則施行前の工学研究科機械工学専攻、資源工学専攻、工業化学専攻、土木工学専攻、電気工学専攻、生産機械工学専攻、化学工学専攻、電子工学専攻及び建設工学専攻は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成2年9月30日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その課程修了の要件及び教育職員の免許は、改正後の第16条及び第29条の3第2項別表第2にかかわらず、なお従前の例による。
- 改正後の第19条及び別表第1の規定にかかわらず、完成時までの工学研究科の年度別の総定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成3年度		平成4年度	
		博士課程又は 博士後期課程	博士前期課 程又は修士 課程	博士課程又は 博士後期課程	博士前期 課程又は 修士課程
工学研究科	機械工学専攻		14		28
	応用化学工学専攻		11		22
	社会建設工学専攻		12		24
	電気電子工学専攻		13		26
	知能情報システム工学専攻		10		20
	機能材料工学専攻		8		16
	物質工学専攻	8		16	
	システム工学専攻	8		16	
	設計工学専攻	8		16	

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第19条及び別表第1の規定にかかわらず、平成3年度の教育学研究科の総定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成3年度	
		博士課程又は 博士後期課程	博士前期課程 又は修士課程
教育学研究科	学校教育専攻		5
	教科教育専攻		18

附 則

この学則は、平成3年12月10日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成4年6月9日から施行し、平成4年5月12日から適用する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第19条別表第1の規定にかかわらず、平成6年度の工学研究科の博士前期課程の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成6年度 博士前期課程
工学研究科	機械工学専攻	38
	応用化学工学専攻	29
	社会建設工学専攻	32
	電気電子工学専攻	33
	知能情報システム工学専攻	26
	機能材料工学専攻	22

附 則

この学則は、平成7年1月10日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第19条別表第1の規定にかかわらず、平成7年度の教育学研究科、経済

学研究科及び農学研究科の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成7年度修士課程
教育学研究科	学校教育専攻	10
	教科教育専攻	42
経済学研究科	経済学専攻	32
	企業経営専攻	10
農学研究科	農学専攻	14
	農芸化学専攻	10
	生物資源科学専攻	24

附 則

この学則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 改正後の第19条別表第1の規定にかかわらず、平成8年度の理学研究科数学専攻、化学専攻、地質学鉱物科学専攻及び工学研究科機械工学専攻並びに平成9年度までの工学研究科設計工学専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成8年度		平成9年度
		博士後期課程	博士前期課程 又は修士課程	博士後期課程
理学研究科	数学専攻		20	
	化学専攻		18	
	地質学鉱物科学専攻		18	
工学研究科	機械工学専攻		55	
	設計工学専攻	26		28

附 則

- この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- この学則施行前の理学研究科の各専攻は、改正後の第3条及び第5条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該研究科の各専攻に在学する者が当該研究科の各専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、その入学者の課程、標準修業年限、課程修了の要件、学位の授与及び教育職員の免許は、改正後の第4条、第10条、第16条、第18条及び第29条の3第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成9年3月31日以前の医学研究科生理系、病理系及び社会医学系の入学者の教育方法は、改正後の第15条の4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 改正後の第19条別表第1の規定にかかわらず、平成9年度の教育学研究科教科教育専攻、理工学研究科機械工学専攻、応用化学工学専攻、社会建設工学専攻、電気

電子工学専攻，知能情報システム工学専攻，機能材料工学専攻，数理科学専攻，自然情報科学専攻，化学・地球科学専攻，設計工学専攻及び自然共生科学専攻，平成10年度の理工学研究科自然共生科学専攻並びに附則 第2項により存続する理学研究科各専攻の収容定員は，次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成9年度		平成10年度
		博士後期課程	博士前期課程 又は修士課程	博士後期課程
教育学研究科	教科教育専攻		56	
理工学研究科	機械工学専攻		67	
	応用化学工学専攻		48	
	社会建設工学専攻		50	
	電気電子工学専攻		53	
	知能情報システム工学専攻		49	
	機能材料工学専攻		38	
	数理科学専攻		14	
	自然情報科学専攻		28	
	化学・地球科学専攻		24	
	設計工学専攻	28		
自然共生科学専攻	8		16	
理学研究科	数学専攻		12	
	物理学専攻		8	
	化学専攻		10	
	生物学専攻		8	
	地質学鉱物科学専攻		10	

附 則

- この学則は，平成10年4月1日から施行する。
- 改正後の第19条別表第1の規定にかかわらず，平成10年度の理工学研究科応用化学工学専攻，機能材料工学専攻，自然共生科学専攻及び環境共生工学専攻の収容定員は，次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成10年度	
		博士後期課程	博士前期課程 又は修士課程
理工学研究科	応用化学工学専攻		58
	機能材料工学専攻		46
	自然共生科学専攻	16	
	環境共生工学専攻	30	

附 則

この学則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年12月14日から施行し、この学則による改正後の山口大学大学院学則の規定は、平成11年8月31日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行前の医学研究科の各専攻は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該研究科の各専攻に在学する者が当該研究科の各専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、当該研究科の生理系、病理系及び社会医学系の入学者の教育方法は、改正後の第15条の4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第19条別表第1の規定にかかわらず、完成時までの教育学研究科学校教育専攻、医学研究科各専攻、理工学研究科応用化学工学専攻、感性デザイン工学専攻、物質工学専攻、設計工学専攻及び環境共生工学専攻、農学研究科生物資源科学専攻並びに前項により存続する医学研究科各専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成12年度		平成13年度	平成14年度
		博士課程又は博士後期課程	博士前期課程又は修士課程	博士課程又は博士後期課程	博士課程
教育学研究科	学校教育専攻		14		
医学研究科	高次統御系	12		24	36
	器官病態系	16		32	48
	分子制御系	24		48	72
	環境情報系	4		8	12
	生理系	36		24	12
	病理系	18		12	6
	社会医学系	18		12	6
	内科系 外科系	42 54		28 36	14 18
理工学研究科	応用化学工学専攻		60		
	感性デザイン工学専攻		24		
	物質工学専攻	27		28	
	設計工学専攻	29		26	

	環境共生工学専攻	13		26	
農学研究科	生物資源科学専攻		58		

附 則

この学則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 改正後の第19条別表第1の規定にかかわらず、完成時までの医学研究科器官病態系、分子制御系及び応用医工学系、理工学研究科機械工学専攻、応用化学工学専攻、電気電子工学専攻、知能情報システム工学専攻、物質工学専攻、システム工学専攻及び設計工学専攻並びに東アジア研究科東アジア専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成13年度		平成14年度	平成15年度
		博士課程、博士後期課程又は後期3年博士課程	博士前期課程	博士課程、博士後期課程又は後期3年博士課程	博士課程
医学研究科	器官病態系	29		42	55
	分子制御系	41		58	75
	応用医工学系	16	37	32	
理工学研究科	機械工学専攻		69		
	応用化学工学専攻		61		
	電気電子工学専攻		63		
	知能情報システム工学専攻		63		
	物質工学専攻	28		29	
	システム工学専攻	22		20	
設計工学専攻	26		23		
東アジア研究科	東アジア専攻	10		20	

- 山口大学大学院委員会規程（昭和43年規則第39号）は、廃止する。

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の山口大学大学院学則第12条第6項の規定は、平成16年度

入学者から適用する。

- 3 平成16年3月31日以前の入学者に係る教育職員の免許状の種類及び教科は、この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第2（第38条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第1（第25条関係）の規定にかかわらず、平成17年度の医学系研究科保健学専攻及び技術経営研究科技術経営専攻の収容定員並びに博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程の収容定員の計は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成17年度 収容定員
医学系研究科	保健学専攻	12
技術経営研究科	技術経営専攻	15
計		907

- 3 平成17年3月31日以前の入学者の教育職員の免許は、この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第2（第38条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行前の医学系研究科の高次統御系専攻、器官病態系専攻、分子制御系専攻及び環境情報系専攻並びに理工学研究科の応用化学工学専攻、電気電子工学専攻、知能情報システム工学専攻、機能材料工学専攻、自然情報科学専攻、化学・地球科学専攻、環境共生工学専攻、物質工学専攻、システム工学専攻、設計工学専攻及び自然共生科学専攻は、この学則による改正後の山口大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、その教育職員の免許は、この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第2（第38条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成18年度から平成20年度までの医学系研究科（保健学専攻を除く。）、理工学研究科及び計の博士課程又は博士後期課程の収容定員並びに博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程の収容定員は、この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第1（第25条関係）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
--	--------	--------	--------

研究科名	専攻名	収容定員		収容定員		収容定員	
		博士課程, 博士後期課程又は後期3年博士課程	博士前期課程, 修士課程又は専門職学位課程	博士課程, 博士後期課程又は後期3年博士課程	博士前期課程, 修士課程又は専門職学位課程	博士課程, 博士後期課程又は後期3年博士課程	博士前期課程, 修士課程又は専門職学位課程
医学系研究科	システム統御医学系専攻	17	—	34	—	51	—
	情報解析医学系専攻	18	—	36	—	54	—
	高次統御系専攻	36	—	24	—	12	—
	器官病態系専攻	39	—	26	—	13	—
	分子制御系専攻	51	—	34	—	17	—
	環境情報系専攻	12	—	8	—	4	—
	応用医工学系専攻	46	71	44	—	—	—
	応用分子生命科学系専攻	10	30	20	—	—	—
理工学研究科	数理科学専攻	—	30	—	—	—	—
	物理・情報科学専攻	—	20	—	—	—	—
	自然情報科学専攻	—	28	—	—	—	—
	地球科学専攻	—	12	—	—	—	—
	化学・地球科学専攻	—	24	—	—	—	—
	機械工学専攻	—	69	—	—	—	—
	社会建設工学専攻	—	66	—	—	—	—
	物質化学専攻	—	36	—	—	—	—
	応用化学工学専攻	—	29	—	—	—	—
	電子デバイス工学専攻	—	42	—	—	—	—
	電子情報システム工学専攻	—	38	—	—	—	—
	電気電子工学専攻	—	30	—	—	—	—
	知能情報システム工学専攻	—	30	—	—	—	—
	機能材料工学専攻	—	22	—	—	—	—
	感性デザイン工学専攻	—	54	—	—	—	—
	自然科学基盤系専攻	7	—	14	—	—	—
	自然共生科学専攻	16	—	8	—	—	—
	物質工学系専攻	8	—	16	—	—	—
物質工学専攻	18	—	9	—	—	—	
システム設計工学系専攻	9	—	18	—	—	—	
システム工学専攻	12	—	6	—	—	—	
情報・デザイン工学系専攻	9	—	18	—	—	—	

設計工学専攻	14	—	7	—	—	—
環境共生系専攻	10	50	20	—	—	—
環境共生工学専攻	26	30	13	—	—	—
計	436	983	433	—	430	—

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第1（第25条関係）の規定にかかわらず、平成19年度から平成20年度までの医学系研究科保健学専攻博士後期課程の収容定員及び博士課程、博士後期課程又は後期3年博士課程の収容定員の計は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成19年度	平成20年度
		収容定員	収容定員
医学系研究科	保健学専攻	5	10
計		438	440

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第1（第25条関係）の規定にかかわらず、平成22年度の教育学研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成22年度 収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	22
	教科教育専攻	60

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第1（第25条関係）の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度までの医学系研究科のシステム制御医学系専攻、情報解析医学系専攻、応用医工学系専攻（博士前期課程）及び応用分子生命科学系専攻並びに理工学研究科の電子情報システム工学専攻、自然科学基盤系専攻、情報・デザイン工学系専攻及び環境共生系専攻（博士前期課程）の収容定員並びに博士課程、博士後期課程又は後期3年博士課程及び博士前期課程、修士課程又は専

門職学位課程の計は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成24年度 収容定員		平成25年度 収容定員		平成26年度 収容定員	
		博士課程，博士後期課程又は後期3年博士課程	博士前期課程，修士課程又は専門職学位課程	博士課程，博士後期課程又は後期3年博士課程	博士前期課程，修士課程又は専門職学位課程	博士課程，博士後期課程又は後期3年博士課程	博士前期課程，修士課程又は専門職学位課程
医学系研究科	システム制御医学系専攻	65	-	62	-	59	-
	情報解析医学系専攻	70	-	68	-	66	-
	応用医工学系専攻	-	65	-	-	-	-
	応用分子生命科学系専攻	32	66	34	-	-	-
理工学研究科	電子情報システム工学専攻	-	79	-	-	-	-
	自然科学基盤系専攻	19	-	17	-	-	-
	情報・デザイン工学系専攻	24	-	21	-	-	-
	環境共生系専攻	-	102	-	-	-	-
計		426	1,040	418	-	410	-

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第25条関係）

学生定員

研究科名	専攻名	博士課程，博士後期課程又は後期3年博士課程		博士前期課程，修士課程又は専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文科学研究科	地域文化専攻			4	8
	言語文化専攻			4	8
教育学研究科	学校教育専攻			13	26
	教科教育専攻			28	56
経済学研究科	経済学専攻			16	32
	企業経営専攻			10	20
医学系研究科	システム統御医学系専攻	14	56		
	情報解析医学系専攻	16	64		
	応用医工学系専攻	14	42	31	62
	応用分子生命科学系専攻	12	36	36	72
	保健学専攻	5	15	12	24

理工学研究科	数理科学専攻			16	32
	物理・情報科学専攻			20	40
	地球科学専攻			12	24
	機械工学専攻			36	72
	社会建設工学専攻			36	72
	物質化学専攻			36	72
	電子デバイス工学専攻			42	84
	電子情報システム工学専攻			41	82
	感性デザイン工学専攻			30	60
	自然科学基盤系専攻	5	15		
	物質工学系専攻	8	24		
	システム設計工学系専攻	9	27		
	情報・デザイン工学系専攻	6	18		
	環境共生系専攻	10	30	52	104
農学研究科	生物資源科学専攻			34	68
東アジア研究科	東アジア専攻	10	30		
技術経営研究科	技術経営専攻			15	30
連合獣医学研究科	獣医学専攻	12	48		
計		121	405	524	1, 048

別表第2（第38条関係）

研究科名	専攻名	取得できる免許状	
		種	類 教 科
人文科学研究科	地域文化専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史，公民
	言語文化専攻	中学校教諭専修免許状	国語，英語
		高等学校教諭専修免許状	国語，英語，中国語
学校教育専攻	小学校教諭専修免許状		
		中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
			国語，地理歴史，

教育学研究科		高等学校教諭専修免許状	公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 情報, 英語
		特別支援学校教諭専修免許状 (知的障害者, 肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域)	
		幼稚園教諭専修免許状	
	教科教育専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 情報, 英語
幼稚園教諭専修免許状			
経済学研究科	経済学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
	企業経営専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
医学系研究科	応用分子生命科学系専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
理工学研究科	数理科学専攻	中学校教諭専修免許状	数学
		高等学校教諭専修免許状	数学
	物理・情報科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	地球科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	機械工学専攻 社会建設工学専攻 物質化学専攻 電子デバイス工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	電子情報システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	情報
	環境共生系専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
農学研究科	生物資源科学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第1（第25条関係）の規定にかかわらず、平成28年度の教育学研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成28年度収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	23
	教科教育専攻	45
	教職実践高度化専攻	14

別表第1（第25条関係）

学生定員

研究科名	専攻名	博士課程, 博士後期課程又は後期3年博士課程		博士前期課程, 修士課程又は専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文科学研究科	地域文化専攻			4	8
	言語文化専攻			4	8
教育学研究科	学校教育専攻			10	20
	教科教育専攻			17	34
	教職実践高度化専攻			14	28
経済学研究科	経済学専攻			16	32
	企業経営専攻			10	20
医学系研究科	システム統御医学系専攻	14	56		
	情報解析医学系専攻	16	64		
	応用医工学系専攻	14	42	31	62
	応用分子生命科学系専攻	12	36	36	72
	保健学専攻	5	15	12	24
	数理科学専攻			16	32
	物理・情報科学専攻			20	40
	地球科学専攻			12	24

理工学研究科	機械工学専攻			36	72
	社会建設工学専攻			36	72
	物質化学専攻			36	72
	電子デバイス工学専攻			42	84
	電子情報システム工学専攻			41	82
	感性デザイン工学専攻			30	60
	自然科学基盤系専攻	5	15		
	物質工学系専攻	8	24		
	システム設計工学系専攻	9	27		
	情報・デザイン工学系専攻	6	18		
	環境共生系専攻	10	30	52	104
農学研究科	生物資源科学専攻			34	68
東アジア研究科	東アジア専攻	10	30		
技術経営研究科	技術経営専攻			15	30
連合獣医学研究科	獣医学専攻	12	48		
計		121	405	524	1,048

別表第2（第38条関係）

研究科名	専攻名	取得できる免許状	
		種	類
人文科学研究科	地域文化専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史，公民
	言語文化専攻	中学校教諭専修免許状	国語，英語
		高等学校教諭専修免許状	国語，英語，中国語
学校教育専攻	小学校教諭専修免許状	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
	高等学校教諭専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，情	

教育学研究科			報, 英語
		特別支援学校教諭専修免許状 (知的障害者, 肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域)	
		幼稚園教諭専修免許状	
	教科教育専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 情報, 英語
	教職実践高度化専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 職業, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 看護, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 水産, 福祉, 商船, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 韓国・朝鮮語, 中国語, 宗教
		養護教諭専修免許状	
栄養教諭専修免許状			

経済学研究科	経済学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
	企業経営専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
医学系研究科	応用分子生命科学系専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
理工学研究科	数理科学専攻	中学校教諭専修免許状	数学
		高等学校教諭専修免許状	数学
	物理・情報科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科, 情報
	地球科学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	機械工学専攻 社会建設工学専攻 物質化学専攻 電子デバイス工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	電子情報システム工学専攻	高等学校教諭専修免許状	情報
	環境共生系専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
農学研究科	生物資源科学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業

山口大学大学院学則一部改正新旧対照表（案）

現行（旧）	改正（新）
<p>(省略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(省略)</p>
<p>第4条 医学系研究科，理工学研究科，東アジア研究科及び連合獣医学研究科は，博士課程とする。</p> <p>2 人文科学研究科，<u>教育学研究科</u>，<u>経済学研究科</u>及び農学研究科は，修士課程とする。</p> <p>3 技術経営研究科は，専門職学位課程とする。</p> <p>4 医学系研究科の博士課程は，医学を履修する課程（以下「医学博士課程」という。）並びに前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分した課程（以下「博士前期・後期課程」という。）とし，博士前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。</p> <p>5 理工学研究科の博士課程は，博士前期課程及び博士後期課程に区分し，博士前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。</p> <p>6 東アジア研究科の博士課程は，後期3年の課程のみの博士課程（以下「後期3年博士課程」という。）とする。</p> <p>7 博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。</p> <p>8 修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。</p> <p>9 専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識</p>	<p>第4条 (同左)</p> <p>2 人文科学研究科，<u>経済学研究科</u>及び農学研究科は，修士課程とする。</p> <p>3 <u>教育学研究科</u>は，<u>修士課程</u>及び<u>専門職学位課程</u>とする。</p> <p>4 (同左)</p> <p>5 (同左)</p> <p>6 (同左)</p> <p>7 (同左)</p> <p>8 (同左)</p> <p>9 (同左)</p> <p>10 (同左)</p>

及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(専攻)

第5条 研究科にそれぞれ次の専攻を置く。

(省略)

教育学研究科

学校教育専攻
教科教育専攻

(省略)

第5章 授業科目、単位及び履修方法等

(省略)

(教育方法)

第13条の2 本大学院（技術経営研究科を除く。）の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 技術経営研究科の教育は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行う等適切に配慮するものとする。

11 教育学研究科の専門職学位課程は、専ら、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

(専攻)

第5条 (同左)

(省略)

教育学研究科

修士課程

(同左)

(同左)

専門職学位課程

教職実践高度化専攻

(省略)

第5章 授業科目、単位及び履修方法等

(省略)

(教育方法)

第13条の2 本大学院（専門職学位課程を除く。）の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 専門職学位課程の教育は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行う等適切に配慮するものとする。

(省略)

(成績評価基準等の明示等)

第15条の2 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。ただし、技術経営研究科にあつては、研究指導に係るものを除く。

2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって、適切に行うものとする。ただし、技術経営研究科にあつては、学位論文に係る評価を除く。

(省略)

(履修科目の登録の上限)

第17条の2 技術経営研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(他の大学院又は外国の大学院における授業科目の履修)

第18条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び学校教育法施行規則第156条第4号に規定する国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

3 前2項の規定により修得した単位は、10単位(技術経営研究科にあつては、所定の修了要件単位数の2分の1を超えない範囲の単位)を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(研究指導)

(省略)

(成績評価基準等の明示等)

第15条の2 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。ただし、専門職学位課程にあつては、研究指導に係るものを除く。

2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって、適切に行うものとする。ただし、専門職学位課程にあつては、学位論文に係る評価を除く。

(省略)

(履修科目の登録の上限)

第17条の2 専門職学位課程は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(他の大学院又は外国の大学院における授業科目の履修)

第18条 (同左)

2 (同左)

3 前2項の規定により修得した単位は、10単位(専門職学位課程にあつては、所定の修了要件単位数の2分の1を超えない範囲の単位)を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(研究指導)

第19条 研究科（技術経営研究科を除く。）は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

（教育方法の特例）

第20条 人文科学研究科、教育学研究科、経済学研究科、医学系研究科、理工学研究科、東アジア研究科及び技術経営研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 人文科学研究科、教育学研究科、経済学研究科、医学系研究科、理工学研究科及び東アジア研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第21条 入学前の既修得単位の認定については、本学学則第34条第1項及び第3項の規定を準用する。この場合において、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数は、10単位を超えないもの（技術経営研究科にあつては、第18条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて所定の修了要件単位数の2分の1を超えない範囲の単位）とする。

第6章 課程修了の要件及び学位

（省略）

（学位の授与）

第24条 本大学院の課程（専門職学位課程を除く。）を修了した者には、博士又は修士の学位を授与する。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

第19条 研究科（専門職学位課程を除く。）は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

（教育方法の特例）

第20条 （同左）

2 人文科学研究科、教育学研究科（専門職学位課程を除く。）、経済学研究科、医学系研究科、理工学研究科及び東アジア研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第21条 入学前の既修得単位の認定については、本学学則第34条第1項及び第3項の規定を準用する。この場合において、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数は、10単位を超えないもの（専門職学位課程にあつては、第18条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて所定の修了要件単位数の2分の1を超えない範囲の単位）とする。

第6章 課程修了の要件及び学位

（省略）

（学位の授与）

第24条 （同左）

2 （同左）

学 位	研 究 科 名	専攻分野の名称
(省略)		
修 士	人文科学研究科 教育学研究科 経済学研究科 医学系研究科 博士前期課程 理工学研究科博士前期課程 農学研究科	文学 教育学 経済学 医工学, 生命科学, 保健学又は学術 理学又は工学 農学

- 3 技術経営研究科の専門職学位課程を修了した者には、技術経営修士（専門職）の専門職学位を授与する。
- 4 学位に関する事項は、別に定める。

(省略)

学 位	研 究 科 名	専攻分野の名称
(省略)		
修 士	(同左) <u>教育学研究科(修士課程)</u> (同左) (同左) (同左) (同左)	(同左) (同左) (同左) (同左) (同左) (同左)

- 3 教育学研究科の専門職学位課程を修了した者には、教職修士（専門職）の専門職学位を授与する。

4 (同左)

5 (同左)

(省略)

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第1（第25条関係）の規定にかかわらず、平成28年度の教育学研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成28年度収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	23
	教科教育専攻	45
	教職実践高度化専攻	14

別表第1 (第25条関係)

学生定員

研究科名	専攻名	博士課程, 博士後期課程又は後期3年博士課程		博士前期課程, 修士課程又は専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
(省略)					
教育学研究科	学校教育専攻			13	26
	教科教育専攻			28	56
(省略)					

別表第1 (第25条関係)

学生定員

研究科名	専攻名	博士課程, 博士後期課程又は後期3年博士課程		博士前期課程, 修士課程又は専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
(省略)					
教育学研究科	(同左)			10	20
	(同左)			17	34
	教職実践高度化専攻			14	28
(省略)					

別表第2 (第38条関係)

研究科名	専攻名	取得できる免許状	
		種類	教科
(省略)			
教育学研究科	教科教育専攻	(省略)	
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 情報, 英語
		幼稚園教諭専修免許	

別表第2 (第38条関係)

研究科名	専攻名	取得できる免許状	
		種類	教科
(省略)			
教育学研究科	(同左)	(省略)	
		(同左)	(同左)
		(削る)	

		状	
(省略)			

		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 職業, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教
	教職実践高度化専攻	高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 看護, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 水産, 福祉, 商船, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 韓国・朝鮮語, 中国語, 宗教
		養護教諭専修免許状	
		栄養教諭専修免許状	
(省略)			